

特別管理産業廃棄物処理計画書

2025年5月29日

広島市長

提出者

住所 広島市南区霞一丁目2番3号

氏名 広島大学病院

病院長 安達 伸生

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 082-257-5555

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	広島大学病院
--------	--------

事業場の所在地	広島市南区霞一丁目2番3号
---------	---------------

計画期間	2025年4月1日から2026年3月31日
------	-----------------------

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	医療業
--------	-----

②事業の規模	病床数 742床
--------	----------

③従業員数	3021人
-------	-------

④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別図1
---------------------	-----

別紙4

(廃棄物処理法-特管理産業廃棄物計画書)

現状：前年度（ 2024 年度）実績量
 計画：今年度（ 2025 年度）計画量

単位：トン／年

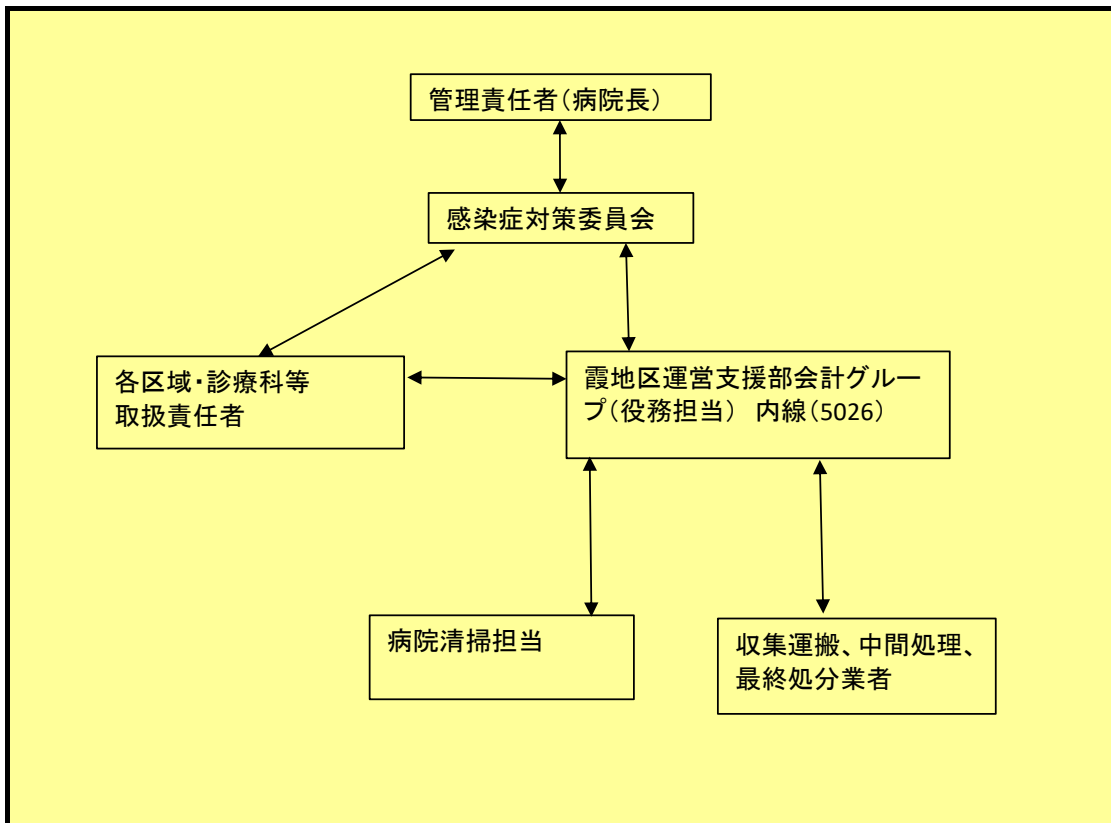
単位：トン／年

特別管理産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量			
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量													
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画		
廃油	3.98	3										3.98	3									
廃酸	0.037	0										0.037	0									
廃アルカリ	0.086	0										0.086	0									
感染性産業廃棄物	793.58	790										793.58	790	793.58	790							
特定有害産業廃棄物	廃PCB等																					
	PCB汚染物																					
	PCB処理物																					
	指定下水汚泥																					
	鉱さい																					
	廃石綿等																					
	燃え殻																					
	ばいじん																					
	廃油（金属を含むもの）	0.0015	0										0.0015	0								
	汚泥（金属を含むもの）	0.012	0										0.012	0								
廃酸（金属を含むもの）	0.0018	0										0.0018	0									
廃アルカリ（金属を含むもの）	0.0033	0										0.0033	0									
廃水銀	0.00038	0										0.00038	0									
合計	797.70113	793	0	0	0	0	0	0	0	0	0	797.70113	793	793.58	790	0	0	0	0	0	0	

※上記に分類できない特別管理産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその特別管理産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙5(廃棄物処理法-特管産廃処理計画書)

1 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制図等)



2 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>医療行為等において発生している感染性廃棄物は、専用ボックスで排出しており、非感染性廃棄物が混在しないよう分別についての周知徹底を図ることにより、排出量の抑制に努めている。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>今後も継続して周知活動を行い、適正化と抑制化に努める。</p>

3 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

<p>①現状 (分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p>	<p>感染性廃棄物, 非感染性廃棄物の分別項目を医療現場に配布・掲示することで, 分別の徹底を図っている。</p>
<p>②計画 (今後、分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p>	<p>今後も上記同様の意識付けを継続実施する。</p>

4 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>該当なし(処理を業者委託している)</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>同 上</p>

5 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>同 上</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>同 上</p>

6 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>同 上</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>同 上</p>

7 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>感染性廃棄物委託業務は、廃棄物容器の提供、処分場への運搬及び最終処分を同一業者が行う仕様としている。また、契約書では、契約業者以外の業者への再委託を原則認めないことを付している。 電子マニフェストで処分の進捗状況を随時確認するほか、定期的に処分場へ出向き、最終処理状況の確認を実施している。 また、廃棄物を委託業者へ引き渡す際は、常時、職員が立会し搬出している。年に1回は、必ず焼却場へ同行し、焼却作業を確認している。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>今後も上記同様に適切に対応する。</p>

8 電子情報処理組織の使用に関する事項

<p>①特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)</p>	<p>797.7 t</p>
<p>②今後実施する予定の取組等</p>	<p>平成27年1月から電子マニフェストにより管理しているため特になし。</p>

感染性廃棄物処理フロー図

発生源

※P10を参照

(取扱者)

1. 専用プラスチック容器を使用すること
2. 内容物がはみださないようにすること
3. 蓋をすること
4. 廃棄物を満杯にしないこと
5. 容器を汚染しないこと、汚染した場合は滅菌・消毒すること
6. 日付、診療科等を明記すること
7. 保管場所は関係者以外立ち入らない場所にすること
8. 他の廃棄物と区別すること

院内 収集・運搬

(運搬作業員)

1. 専用台車で運搬すること
2. 他の廃棄物と区分して収集・運搬すること
3. 運搬途中で容器の移換、積換、保管せず指定保管庫に搬入し、施錠すること
4. 専用プラスチック容器かどうかと、密閉を確認すること
5. 使用した容器は使い捨てとすること

毎日1回 清掃担当が実施

搬出立会・発生量記録 マニフェスト交付・受領

(担当者)

1. 密閉、汚染の有無等容器の状態を確認すること
2. 搬出数量を確認し、内訳表に記入すること
3. マニフェストに搬出量を記入すること
4. 保管庫を施錠すること
5. 返送されたマニフェストにより適正に処理されたことを確認すること

毎週月、水、金曜日
会計グループ(役務担当)が担当

収集・運搬・処理・処分

(収集・運搬業者)

1. 運搬・処理・処分をマニフェストにより記録し、担当者に返付すること

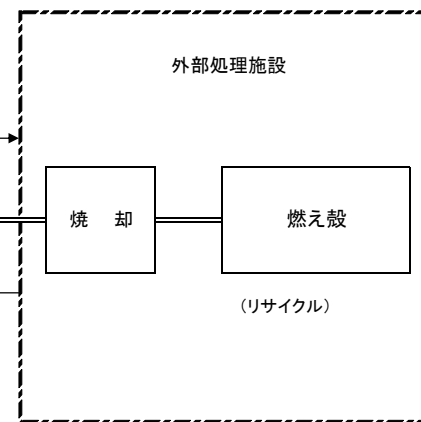
毎週月、水、金曜日処分業者が実施

外来診療科

中央診療施設

病棟

感染性廃棄物
保管庫
※設置場所別図2



11

————— 廃棄物処理の流れ

▭ 処理委託の範囲